

2024年(令和6年)8月5日

立憲民主党

衆議院議員

枝野幸男 様

林勝美地方自治研究所
所長 林 勝美



<http://www.hayashi-jichitai-gyouseishien.com/>

元：国立大学法人熊本大学大学院法曹養成
研究科(法科大学院)教授

元：国立大学法人熊本大学大学院
法学研究科教授

元：国立大学法人熊本大学法学部教授

元：東京都総務局法務部訟務担当課長

自治体行政支援機構
理事長 林 勝美



〒103-0028 東京都中央区八重洲1-8-17 新横町ビル6F
<http://www.jichitai-shien.jp>

代表選への政策提言について (進言)

この度の代表選の出馬につき、何としても政権交代のためには、
その前に代表選に勝利してもらわねばなりません。

以前、熊本大学法学部教授時代に激励のお手紙を出したこともあり
ました。その後 65 歳の定年で、平成 22 年 3 月、国立大学法人熊
本大学大学院法曹養成研究科(法科大学院)教授(実務家専任教員)を退
職しました。

この度は、私も樺太本斗郡本斗町生まれの引き揚げ者で、年齢 80
歳を迎え、心房細動のためすでに 3 回目の「心臓カテーテルアブレ
ーション手術」を本年(令和 6 年)2 月に行い、医師の先生方のおかげ
で ICU 病室から無事退院しました身ゆえ、ここで詳細な提言は出来
ませんが、以下に述べる 5 点を、代表選において主張すれば、必ず
勝利します。

その際、必ず政権交代の暁には、5 つの提言について「私が総理に
なったら真っ先にこれを実現させます。ここで公約いたします。」と
高らかに、宣言してください。

代表選には必ず勝ちます。そして、必ず政権交代します。

そして、枝野幸男氏が、総理に就任します。

なぜ、このように述べるかと言いますと、それは私のこれまでに
たどってきた経歴と経験内容から、現在の政治情勢と日本が置かれ
ている国際情勢を見た場合、日本の立ち位置は、まずこの 5 点に注

力すべきと考えたからです。これを公約し、実行していくべき人は枝野幸男氏であると判断いたしました。

私のこれまでの経歴は、同封しましたブログ「林勝美地方自治研究所」1面の「ご挨拶」と、プロフィールのバナーをクリックしてご覧いただければと思います。

それでは、本論に入ります。

【 提言 第1 】

台湾有事をあおっているとしか見えない現状は、国民に不安を与えている。個別的自衛権の範囲を超えて他国への給油や弾薬の供給は、集団的自衛権を認めていない我が国の憲法に違反することが明白であるから、現職の国会議員が複数人、台湾有事のシュミレーションに参加していることは、その間違法に歳費を取得している疑いがある。

また、台湾有事を奇貨として、防空壕(シェルター)の設置を主張していることは、国民に不安を抱かせるものであり看過できないものである。

いずれにしても、台湾有事を理由に、国民に不安感をあおって、戦時状況に導こうとする岸田政権を、強く批判するものである。文

民統制をないがしろにして、安倍晋三首相時代を上回って、憲法改正に血道を上げている岸田首相は、許し難い。

第 2 提言で述べる「最高裁改革」の前提として、この第 1 提言において、安倍政権下での「違憲の法律制定」を厳しく批判する必要がある。

第 1 提言の結論 違憲の安保法制を厳しく批判

【 提言 第 2 】

最高裁は、政治の世界で解決すべき問題は、「統治行為という概念」を持ち込んで判断を避けてきた。最高裁が判決で統治行為に言及した代表的なケースは、「苫米地事件判決」と「砂川事件判決」の 2 件である。これは、ドイツの理論や米国の「政治問題の法理」を参考にしたもののように見えるが、両国ともすでに統治行為論は衰退していて、現在はとられていないもようである(「憲法を考える 過渡期の議論 独・米では衰退」朝日新聞 2018.11.27、5 面、宍戸常寿東大教授発言、駒村圭吾慶応大教授発言参照。)

ところで、衆議院憲法審査会で、自民推薦の長谷部恭男早大教授、民主党推薦の小林節慶大名誉教授、維新の党推薦の笹田栄司早大教

授の3人がいずれも、「安保法制は憲法違反」との見解を示したことは明らかになっているが、結果は強行採決により、法案はすでに成立している。

そこで、具体的な最高裁改革に入っていくこととする。

- (1) 憲法違反の安保法制が成立して、この関係法律に基づき具体的に国会議員や関係国民が動いているのである。最高裁は、間違っても、今は使われていない古い「統治行為論に逃げ込むな」、「もう、逃げは許されないのだ」、「日本には米国と違い憲法上違憲立法審査権が明文化されているのになぜ使わないのか」と、枝野氏には、最高裁に向かって声高く述べていただきたい。

違憲の安保法制の憲法判断についても、生命に対する危険の切迫性は直截的になり、因果の流れも一直線に二儀を許さずに現れることになる。それが命令であり、戦争というものである。最高裁は、従来のような事件性のとらえ方に固執すれば、国民の命が奪われることに直結することは必定である。

このことを、最高裁の頭の固い判事に分からせる必要がある。

- (2) そして、枝野氏には、最高裁長官及び最高裁判事の国民審査

主張

【 提言 第3 】

政権をとった暁には、唯一の被爆国として「核兵器禁止条約」に参加することを明言すべきでしょう。政権交代の明確なメッセージを、世界に向けて発するべきである。

これは、核保有国に対しても、多額の費用を要する核保有を将来的になくすることにつながる訳であるから、被爆国日本でなければ主張できないこの意見を、米国に裏で仁義を切って、表で遠慮なく述べることは、政権交代の事実を明確に伝える意味で、有効である。

岸田首相の広島での言動について、カナダ在住の「サーロ節子氏」は、厳しく批判しているのは、全くそのとおりであり、敗戦後 80 年にならんとする今日、没後半世紀を経過して日の目を見たアメリカ大統領ハーバート・フーバー著上下 1293 頁の大著『裏切られた事由』(草思社)によれば、「当時軍関係者も政治家も戦争を終結させるのに日本への原爆を使用する必要はなかった」と記述されている。

広島を訪れたオバマ大統領は、挨拶で原爆がある日、天から突然降ってきたかのような表現をしたことを記憶しているが、米国内の

人々に対し、遅かりし感はあるが、政府が先頭に立って原爆の悲惨さ、被害のむごさ、恐ろしさを、「赤い背中の写真」等を、具体的に示しつつ、これまで以上に、真実を語る必要があると考えている。

この活動は、将来的に非核と非戦を強く標榜する日本の基本的姿勢(プリンシプル=原理原則) が世界に理解され、ひいては国連の常任理事国の一角を占めることにも、繋がるものであると確信するものであります。

提言第3の結論

核兵器禁止条約への参加の意思表示

米国を始め世界に対して政府が中心に立って核被爆の実相、ひどさ、恐ろしさをカラー写真を示して具体的に伝える

【 提言 第4 】

これまで以上に、法の支配の確立・進展のために国際機関に勇躍して、活躍している日本国民に、枝野氏が直接訪ねて、激励をすると、公約していただきたい。

現在オランダ・ハーグで、日本人初の「国際刑事裁判所長」として、「赤根智子(あかねともこ)氏」が、2024年3月に就任し、プーチ

ン氏に逮捕状を出したことで、日本でも知られているところです。

しかし、ロシアから報復として指名手配されていることは、行動に制約がかかり、側面からの応援が不可欠と言えましょう。枝野氏には、必ずハーグの赤根氏への訪問と声かけをお願いいたします。どれだけ励みになるか。どうぞよろしくをお願いいたします。

また、国連で活躍中の、国連事務次長 中満 泉氏への訪問と声かけも何卒忘れずにお願いいたします。

そこで、枝野氏には、多くの国際機関で活躍している日本人職員に対して、能力開発を図るため、外務省のしかるべきポストとのリンク付けをして、局長級に処遇をする等の人事上の仕組みを構築することを求めるものであります。

各国の「スラング」までも操れるような熟達者が多く育てば、各国との信頼関係に深く寄与することは言うまでもなく、ひいては、常任理事国への押し上げに、プラスに働く事と思います。

提言第 4 の結論 国際機関への訪問と関係者への激励
国際機関職員と日本政府(外務省)との
人事のリンク付け
将来の常任理事国への布石

【 提言 第5 】

最後の提言となります。

日本は、白洲次郎氏ではないが、「プリンシプル(原理・原則・信念)」を持ち、これを大切にす国でなければならない。

このことに改めて気づかされたのは、拙著『道州制問題の法的視点』(ぎょうせい刊)を執筆する中で、現憲法制定のため、GHQとの折衝の際の日本側には必ず「白洲次郎氏」の名前が出てきたことである。

イギリスのケンブリッジ大学クレア・カレッジに入学して、寄宿舎で英国流の紳士道を徹底的にたたき込まれ、プリンシプルの男と呼ばれた程である。白洲氏は、その著書で、「新憲法のプリンシプルは立派なものである。戦争放棄の条項などはその圧巻である。押しつけられようが、そうでなかろうが、いいものはいいと率直に受け入れるべきではないだろうか。」(白洲次郎著『プリンシプルのない日本』(新潮文庫、平成18年発行、282頁参照。225頁後ろから2行目～226頁5行目参照。))と述べている。

9条改憲論者は、戦中・戦後の激動の中で、統帥権を悪用した軍部

の理不尽さや暴虐さ、敗戦時の混乱の醜さや不合理性を多く見てきたこの白洲次郎氏の言葉を、よくよく噛みしめてもらいたいものである。おそらく、これに対しては、軍事状況が当時と激変しており、参考にならないと批判するのであろうが、9条の持つプリンシプルそのものを否定することなど、これからの日本にとって、許されないことである。

日本の国際的な信用力・信頼性は、9条の持つ力強い発進力からすでに国際的に裏打ちされているということだ。9条の歯止めを外せば際限のない軍拡と核兵器の波に飲み込まれることになること、必定であると思う。米国のさらなる属国化にこの日本を置いておくつもりなのかと厳しく批判するものである。

この9条にひびを入れたのが、内閣法制局長官の首をすげ替えて一内閣で憲法9条解釈を改悪したその人物が、安倍晋三という首相であったことを、国民として永久に忘れてはならないということである。

保守は、本来護憲であるとは、保阪正康氏の言である。後藤田正晴氏は、生前「9条改正すべきでない 海外での武力行使は違憲だ 読売試案は行き過ぎだ 」(毎日新聞、平成6年11月18日、2面全

面参照。)と、明確に述べているのである。また、自民党宏池会会長、日本遺族会会長を歴任した、古賀誠氏の著作『憲法九条は世界遺産』(かもがわ出版発行)を、9条改憲論者は良く読んでもらいたいものである。

ところで、9条改憲論者の中には、9条は抑止力にはなっていない。日米安保条約が抑止力だと述べる者がいる。

しかしながら、この論は明らかに誤っている。一面しか見ていないということだ。すなわち、ベトナム戦争の時に、9条のない韓国は派兵して、その派遣先の国との間で問題が生じたようだが、日本は、憲法9条の規定から、派兵を断っている。日米安保条約に基づき、米国は自衛隊の派兵を求めてきたのだ。9条が抑止力になっていないと主張する論者は、明確にこの点について、答弁すべきである。

憲法9条の抑止力の重要性は、極めて重いものである。

最高裁は、これまで政府や国会に忖度して、9条の憲法判断に消極的であったことは、明らかである。憲法判断をすべきであるにもかかわらず、憲法81条に違憲立法審査権という明文規定があるにもかかわらず避けてきたのは、明らかに怠慢というべきである。私は、最高裁長官、判事の定年70歳を10歳超えた80歳になったので、ま

た、死んで白骨になる前に、次の点を述べておきたい。

すなわち、米国や日本政府・国会に付度して、日本国民を戦争に巻き込んで殺すような判断をするなどということである。

安保法制にかかる最高裁の憲法判断の遅れ、怠慢は国民の命に直結しているということである。台湾有事を奇貨とした軍備の増強、統合司令部の設置等、すでになんじがらめになっている状況だ。

最高裁に対して、違憲立法審査権の判断を積極的に行使していただきたい理由は、ここにあるということです。

しかしながら一方で私は、それでも最高裁を高く評価し、期待したいと思っているのです。

なぜなら、総理府(現内閣府)北海道開発庁庶務課に勤務し、中大法学部の夜間部 2 年に在学中、「中大 学研連 瑞法会研究室」に昭和 42 年 55 期生 17 名とともに 35 倍の競争をくぐり抜け入室を許されましたが、夜間部からは私一人でした。法曹資格を持たない私が何もここで自慢する訳ではありません。ただ、私の期の後輩 2 人もの瑞法会室員が、高裁長官に就任して活躍したことは、後輩室員への励ましにもなり、嬉しい限りであります。

私が最高裁を高く評価しますとは、このような意味です。

